～第７期介護保険料のお知らせ～

介護保険事業計画は、３年ごとに見直しを行い、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までが第７期介護保険事業計画期間となります。小平町では、介護サービス見込み量と介護保険料の改定を合わせた第７期介護保険事業計画を策定しました。

小平町における第７期介護保険料は、昨年度までの３年間と変わらず、介護保険料基準額を月額4,981円（基準の第５段階）としています。

皆様におかれましては、経済的に大変厳しい昨今ではございますが、介護を取り巻く現状をご理解いただき、今後ともご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

第　６　期		
平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)
月額基準額　4,981円		

→

第　７　期		
平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
月額基準額　4,981円		

★第７期介護保険料は、下表のとおりです。

保険料段階	対象者				保険料率	年間保険料額(円)
	住民税課税状況		所得等の状況			
	世帯	本人				
第１段階	非課税	非課税	前年の公的年金等収入額と合計所得額の合計額	・生活保護受給者 ・80万円以下	0.45	26,800円
第２段階	非課税	非課税		・80万円超え120万円以下	0.75	44,800円
第３段階	非課税	非課税		・120万円超え	0.75	44,800円
第４段階	課　税	非課税		・80万円以下	0.90	53,700円
第５段階	課　税	非課税		・80万円超え	1.00	59,700円
第６段階		課　税	合計所得額	・120万円未満	1.20	71,700円
第７段階		課　税		・120万円以上200万円未満	1.30	77,700円
第８段階		課　税		・200万円以上300万円未満	1.50	89,600円
第９段階		課　税		・300万円以上	1.70	101,600円

※合計所得金額の改正箇所(第６期からの変更点)：第７段階と第８段階の区分を190万円⇒200万円
第８段階と第９段階の区分を200万円⇒300万円

※第１段階は保険料軽減後の金額

問い合わせ先　保健福祉課介護保険係（内線271）